令和８年（フ）第２３号
福岡県大牟田市真道寺町52番地５、前住所福岡県大牟田市大字久福木29番地１
破産者　らーめん屋王華こと岡　　茂臣
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第１９０号
代替住所Ａ（旧住所　北九州市八幡西区茶屋の原３丁目20番13号）
破産者　楫山　　昇
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５０号
福岡県築上郡築上町大字安武1391－１　安武双子団地８－１、住民票上の住所福岡県行橋市大字草野21番地６
破産者　百合本真一
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第２１１号
熊本市中央区坪井１丁目４番５号　リバーサイドハイツ202、異動前住所熊本市中央区黒髪５丁目７番65号
破産者　廣岡　美優
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１９号
大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇136番地の６、前住所大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇845番地の50の１　サン・スウィートⅠ202
破産者　滝石　敏浩
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

令和７年（フ）第２１４号
北海道苫小牧市美園町４丁目17番１号　プロムリバー202号
破産者　大平　英二
１　決定年月日　令和８年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第２５号
宮城県石巻市大橋１丁目３番地２　ＮＥＸＴアネックスＢ101号、開始決定時の住所仙台市青葉区昭和町３番42―403号
破産者　高橋　純子
１　決定年月日　令和８年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２８号
秋田県鹿角市花輪字沢小路34番地２
破産者　栗山　雄樹
１　決定年月日　令和８年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

令和８年（フ）第３０号
福島県会津若松市御旗町５番72号
破産者　小松　　守
１　決定年月日　令和８年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第３３号
新潟県三条市石上２丁目８番10－２号、住民票上の住所新潟県見附市今町６丁目18番21号
破産者　石田　　恵
１　決定年月日　令和８年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

令和８年（フ）第１３４号
金沢市法光寺町26番地　パサージュ金沢法光寺201号、従前の住所金沢市神田１丁目18番18号　ＧｒａｎＶｉｌｌａ神田201号
破産者　山本　学保
１　決定年月日　令和８年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６１号
金沢市土清水１丁目277番地
破産者　マキシマムザラーメン初代極こと　土谷　和之
１　決定年月日　令和８年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６８号
金沢市旭町１丁目８番50号、従前の住所金沢市二ツ寺町イ50番地
破産者　石川あや乃
１　決定年月日　令和８年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５９号
長野県須坂市大字小河原1954番地８
破産者　長田　良子
１　決定年月日　令和８年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３７号
岐阜県中津川市茄子川1534番地の194　ビレッジハウス茄子川２号棟306
破産者　岡田　　豊
１　決定年月日　令和８年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第１５２号
静岡県沼津市新沢田町11番１号
破産者　角田まゆみ
１　決定年月日　令和８年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１７０号
静岡県沼津市桃里293番地　４Ｃ、前住所埼玉県八潮市緑町３丁目１番地41
破産者　山田　安彦
１　決定年月日　令和８年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１９９号
静岡県田方郡函南町柏谷150番地の３　ベルグランデ103、前住所静岡県富士市原田1137番地の１　アンオムプランタン201号
破産者　神田　颯一
１　決定年月日　令和８年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係